児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う 実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 長通知)【新旧対照表】

改 正 後 現 行	
F# ₹ 0000 ## 1 C □	
障 発 0330 第 16 号	障発 0330 第 16 号
平成 24 年 3 月 30 日	平成 24 年 3 月 30 日
一部改正障発 0329 第 20 号 一部	改正障発 0329 第 20 号
平成 25 年 3 月 29 日	平成 25 年 3 月 29 日
一 部 改 正 障 発 0930 第 2 号 一	改正障発 0930 第 2 号
平成 25 年 9 月 30 日	平成 25 年 9 月 30 日
一 部 改 正 障 発 1226 第 4 号 一	改正障発 1226 第 4 号
平成 26 年 12 月 26 日	平成 26 年 12 月 26 日
一部改正障発 0331 第 26 号 一部	改正障発 0331 第 26 号
平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 3 月 31 日
一部改正障発 0330 第 12 号 一部	改正障発 0330 第 12 号
平成 28 年 3 月 30 日	平成 28 年 3 月 30 日
一部改正障発 0331 第 17 号 一部	改正障発 0331 第 17 号
平成 29 年 3 月 3 1 日	平成 29 年 3 月 3 1 日
一 部 改 正 障 発 0330 第 5 号	邓改正障発 0330 第 5 号
平成 30 年 3 月 30 日	平成 30 年 3 月 30 日
一 部 改 正 障 発 0327 第 31 号	改正障発 0327 第 31 号
平成 31 年 3 月 27 日	平成 31 年 3 月 27 日
<u>一部</u> 改正障発 0330 第 3 号 最	終改正障発 0330 第 3 号
令和3年3月30日	令和3年3月30日
<u>最終改正障発 0331 第5号</u>	

改 正 後	現 行
<u>令和4年3月31日</u>	
都道府県知事	都道府県知事
各指定都市市長殿	各指定都市市長殿
児童相談所設置市市長	児童相談所設置市市長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用	
の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項についての	の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用 の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)、児童福 祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 123 号) 及び児童福祉法に基づく指定障害児相談 支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第 126号) については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行 することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のと おりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用 の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)、児童福 祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24年厚生労働省告示第123号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談 支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第 126号) については、本年3月14日に公布され、同年4月1日から施行 することとされたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のと おりであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底

## 改正後

を図られたい。

なお、平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031011 号当職通知「児童福祉 法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に 伴う実施上の留意事項について」は平成 24 年 3 月 31 日限り廃止する。 ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に提供された指定施設支援に要する費 用の額の算定については、なお従前の例による。

記

第一 届出手続の運用 (略)

- 第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する 費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表(平 成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。)に 関する事項
- 1 通則 (略)
- 2 障害児通所給付費等
- (1)及び(2) (略)
- (3) 放課後等デイサービス給付費
  - ① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に 規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定

現 行

を図られたい。

なお、平成 18 年 10 月 31 日付け障発第 1031011 号当職通知「児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」は平成 24 年 3 月 31 日限り廃止する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に提供された指定施設支援に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

記

第一 届出手続の運用 (略)

- 第二 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する 費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表(平 成24年厚生労働省告示第122号。以下「通所報酬告示」という。)に 関する事項
- 1 通則 (略)
- 2 障害児通所給付費等
- (1)及び(2) (略)
- (3) 放課後等デイサービス給付費
  - ① 放課後等デイサービス給付費の区分 放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に 規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定

## 改正後

することとされており、具体的には、次のとおりであること。 なお、障害児の医療的ケア区分等により、算定する単位が(1)から(4)又は(一)から四に分かれるが、当該取扱いは1の(4の2)を 参照すること。

(一) 通所報酬告示第3の1のイ(1)<u>及び口</u>を算定する場合 ア〜イ (略)

(一の二) (略)

(二) 通所報酬告示第3の1のハを算定する場合 ア 就学児が重症心身障害児であること。

イ 指定通所基準第六十六条第<u>四</u>項の基準を満たしていること。

(二の二) ~ (四) (略)

②~18 (略)

 $(4) \sim (5)$  (略)

- 第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表(平成 24 年厚生労働省告示第 123 号。以下「入所報酬告示」という。)に関する事項
  - (1) 福祉型障害児入所施設給付費

①~① (略)

- ③ 地域移行加算の取扱い
  - (一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、 退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると

## 現 行

することとされており、具体的には、次のとおりであること。 なお、障害児の医療的ケア区分等により、算定する単位が(1)から(4)又は(一)から四に分かれるが、当該取扱いは1の(4の2)を 参照すること。

(一) 通所報酬告示第3の1のイ(1)を算定する場合 ア〜イ (略)

(一の二) (略)

(二) 通所報酬告示第3の1のハを算定する場合 ア 就学児が重症心身障害児であること。

イ 指定通所基準第六十六条第<u></u>項の基準を満たしていること。

 $( \square \mathcal{O} \square ) \sim ( \square )$  (略)

②~18 (略)

 $(4) \sim (5)$  (略)

- 第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表(平成 24 年厚生労働省告示第 123 号。以下「入所報酬告示」という。)に関する事項
  - (1) 福祉型障害児入所施設給付費

①~① (略)

- ③ 地域移行加算の取扱い
  - (一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、 退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると

見込まれる障害児の居宅生活(18歳以上の入所者について は、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居にお ける生活を含む。以下同じ。) に先立って、退所後の生活に 関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居 宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整 を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するもので ある。

また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪 問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行っ た場合に、退所後1回を限度として加算を算定するもので ある。

なお、令和6年3月31日までの間は、退所して他の社会 福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できるこ ととする。

(二) ~ (六) (略)

① (略)

(2) 医療型障害児入所施設給付費 (略)

に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表(平成24 年厚生労働 省告示第 126 号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。) に関する 事項 (略)

見込まれる障害児の居宅生活(18歳以上の入所者について は、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居にお ける生活を含む。以下同じ。) に先立って、退所後の生活に 関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居 宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整 を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するもので ある。

また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪 問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行っ た場合に、退所後1回を限度として加算を算定するもので ある。

なお、令和4年3月31日までの間は、退所して他の社会 福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できるこ ととする。

(二) ~ (六) (略)

(14)~(18) (略)

(2) 医療型障害児入所施設給付費 (略)

第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定 | 第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定 に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表(平成24年厚生 労働省告示第126号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。) に関する事項 (略)